

26 給衛協発第 23 号  
平成 26 年 5 月 16 日

登録検査機関長 殿

一般社団法人全国給水衛生検査協会  
会長 奥村 明 雄



### クリプトスポリジウムセカンドオピニオン制度登録のご案内

日ごろ、当協会の事業運営に対しまして、ご理解・ご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度につきましては、平成 22 年度総会の決定に基づき、クリプトスポリジウム検査の適切な実施に当たり、第三者の専門家によるセカンドオピニオンの実施が有効であるとの考えに基づき、当協会の自主的な事業として、平成 23 年 4 月より実施しております。

この制度は、ご参加をいただく登録検査機関の検査に対する信頼を一層高めるのに役立つものであり、併せて、多くの会員機関にご参加をいただくことにより、当協会の社会的評価を高めるとともに、会員検査機関に対する信頼の向上に大きな役割を果たすものと考えております。

つきましては、別紙の「クリプトスポリジウム検査に関するセカンドオピニオン体制の整備について」に基づき、新規に登録を希望される機関及び昨年度から引き続き登録を希望される機関については、所定の様式により、メールまたは F A X にて申し込みください。

なお、当協会のホームページからも「登録申請」ができますので、ご確認ください。

〔問い合わせ先〕

一般社団法人全国給水衛生検査協会

事務局 大和田いづみ

TEL : 044-270-4375

FAX : 044-270-4376

E-mail : oowada@kyueikyo.jp

# クリプトスポリジウム検査に関する セカンドオピニオン体制の整備について

## 1 趣旨

クリプトスポリジウムの検査については、その判定が難しいことから、厚生労働省においても、クロスチェックの推進等適切な対応を求めている。

一般社団法人全国給水衛生検査協会においては、こうした要請に応じて、協会の独自施策として、指導者、実務者、初心者の養成を進めると共に、指導者の所属する指導機関によるセカンドオピニオンの体制整備を図り、適切な検査の推進に資することとするものである。

## 2 協会の任務

- (1) 一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、クリプトスポリジウム検査の適切な実施が行われ、協会会員の検査の質の向上を図るため、組織として、適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 協会は、学識経験者、専門家の助言と協力を得て、クリプトスポリジウム検査の適切な実施を推進するため、専門的検査員の養成に努めるものとする。
- (3) 協会は、学識経験者、専門家の助言と協力を得て、以下に定めるところにより、セカンドオピニオンを得るための体制の整備に努めるものとする。
- (4) 協会は、学識経験者、専門家の助言と協力を得て、クリプトスポリジウム検査に関する相談体制の整備を図るものとする。

## 3 セカンドオピニオンの体制

### (1) 登録

- ①クリプトスポリジウム検査に係るセカンドオピニオンを受けようとする検査機関は、あらかじめ、一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下「協会」という。）に登録を求めものとする。
- ②登録を求めようとする検査機関には、協会の行う実務者講習会を終了し、顕微鏡写真の撮影技術を含めて、クリプトスポリジウム検査の能力認定を受けた者が検査実務に参画していることを必要とするものとする。
- ③登録を受けようとする検査機関は、添付1に定める登録申請書に、所定の事項を記載して、協会に対し、申請するものとする。
- ④協会は、登録申請書を審査の上、これを承認したときは、申請した検査機関に対し、添付2に定める登録書を交付するものとする。
- ⑤登録書は、1年間について有効なものとする。

⑥申請した検査機関は、登録時から1年間を経過したときは、登録書の更新を申請するものとする。

⑦申請した検査機関は、申請に際し、年間2万円を協会に支払うものとする。ただし、登録の更新については、年間1万円を支払うものとする。

(2) セカンドオピニオンの申請

①(1)により、あらかじめ登録を行った検査機関は、給衛協のホームページに設けられたサイトから、添付3の「セカンドオピニオン申請書」により申請を行うことによつて、セカンドオピニオンを受けることができるものとする。申請にあたっては、添付4の「顕微鏡写真撮影の要領」に基づき撮影された写真(画像ファイル)を添付するものとする。

②セカンドオピニオン申請の際、登録機関は、協会に対し、1検体につき、5千円を納付するものとする。

③協会は、申請書及び関連書類を受理した際は、クリプトスポリジウム検査の適正な実施の推進に関する委員会(以下、「委員会」という。)にこれを送付するものとする。

(3) セカンドオピニオンの実施手順

①委員会は、(2)の③の申請書及び関連書類の送付を受けたときは、申請内容を審査の上、添付5に定める様式によるセカンドオピニオン意見書を作成し、申請した検査機関「以下、「申請検査機関」という。」に速やかに交付するものとする。その際、委員会は、送付された写真について意見を述べるとともに、必要に応じて、送付された写真について顕微鏡操作方法、観察方法、写真撮影に係る技術的なアドバイスを行い、観察技術や写真撮影の改善を指導するものとする。

②前記のアドバイスは電話により、申請機関の担当者に直接、接触することにより行うものとし、申請機関の担当者は顕微鏡に標本をセットし、電話での指示に対応できるよう準備するものとする。

③クリプトスポリジウム検査は、迅速性が求められることに鑑み、申請者からの申し出に基づき、協議のうえ決定されたセカンドオピニオンの緊急性の程度に応じて、次の区分により対応するものとする。

(ア) 緊急対応：24時間対応(ただし、担当者の現場待機を条件とする)

(イ) 通常対応：夜間(18:00以降)の依頼については、翌日以降に対応

4 クリプトスポリジウム検査の適正な実施の推進に関する委員会

(1) 設置

クリプトスポリジウム検査の適正な実施を図るため、専門職員の育成に関すること、この要綱に定めるセカンドオピニオンの適切な実施に関すること、相談に関すること等に関し、必要な事項を審議し、必要な事項を決定するため、協会に、標記委員会を置く。

(2) 委員

委員は、会長が任命する。委員は、添付6の通りとする。

(3) 委員長

委員長は、委員の互選で決定する。

(4) 委員会の運営

委員会の運営に関することは、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

※登録料金

・登録料：1機関	20,000円
・登録更新料：1機関（前年度登録している機関）	10,000円
・申請：1機関1検体	5,000円

## 登 録 申 請 書

一般社団法人全国給水衛生検査協会 御中

※太線枠内のみご記入下さい。

下記のとおり登録を申請いたします。

申請日：平成 年 月 日

申請検査機関	機関名			
	所在地	〒		
	連絡先	担当者名		
		電話		
		FAX		
E-mail				
実務者研修会受講者	(フリガナ)			
	受講者名			
	所属名			
	所在地	〒	〒	
	電話			
	FAX			
	E-mail			

事務局決裁欄	受理日：平成 年 月 日	会 長	事務局長
	実務者研修会受講者確認		
	登録No.		

## 登 録 書

登録機関	登録番号	
	URA	
	機関名	
	所在地	〒
	連絡先	担当者名
電話		
FAX		
E-mail		
実務者受講者確認		受講者名

登録受理日：平成 年 月 日

登録更新日：平成 年 月 日

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6

一般社団法人全国給水衛生検査協会

会 長 奥 村 明 雄

## セカンドオピニオン申請

一般社団法人全国給水衛生検査協会 会長 奥村明雄 殿

下記のとおり写真を添えてセカンドオピニオンの申請をいたします。

申請日：平成 年 月 日
申請機関名：
(フリガナ)
担当者名：
所属名：
担当者E-mail：
連絡先電話： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (観察用顕微鏡に隣接のこと)
連絡先FAX：
検水の受付日：平成 年 月 日
検水の採取場所： <input type="radio"/> 原水 <input type="radio"/> 浄水 (いずれかにチェックを入れて下さい)
緊急性の程度： <input type="radio"/> 通常 <input type="radio"/> 緊急 (いずれかにチェックを入れて下さい)
通常：夜間(18:00以降)の申請については翌日以降に対応 緊急：24時間対応(ただし、担当者の現場待機が条件)
画像の枚数： 枚 (ファイルサイズ:100kb/枚程度)
使用顕微鏡のメーカー及び型式：

(注意)申請の際には、添付4の顕微鏡写真撮影等の要領に従って写真を作成し、画像ファイルを添付して下さい。

実 行                      キャンセル

### 顕微鏡写真撮影等の要領

申請機関からの顕微鏡撮影写真の提出については、インターネットの給衛協ホームページにある専用サイトから送付します。

その際、送付ファイルが大きいと受信側の取り込みに時間がかかることから、下記のように幾つかの条件を設けます。

(1) 設備面での条件は以下のとおり

- ① 蛍光・微分顕微鏡
- ② 顕微鏡撮影装置
- ③ インターネット
- ④ 電話

(2) 直接撮影倍率を大きくすること（対物レンズは主に 100 倍を使用）

(3) 高画質モードで撮影すること（解像度 150 万画素（1360×1024）程度）

(4) 微分干渉顕微鏡像は単色の濃淡（グレースケール）であることから、原則としてグレースケールで撮影すること。

(5) 被写体（クリプト、ジアルジア）の部分を中心にトリミングし（余白部分を切除）、ファイルサイズの縮小化を図るが、ファイルの圧縮は避けること。

(6) ファイル形式は基本的に「\*.jpg」とする。

(7) 送付写真の枚数は 5 枚程度以内とする（例：微分干渉像 3 枚、FITC 標識蛍光抗体染色像 1 枚、DAPI 染色像 1 枚）



添付5

## 意見書

申請検査機関名 : 殿

平成26年5月16日付けのセカンドオピニオン申請に対する意見書は以下の通りです。

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

以上。

送付日 : 平成26年5月16日

一般社団法人全国給水衛生検査協会 会長 奥村 明雄

クリプトスポリジウム検査の適正な実施の推進に関する委員会  
セカンドオピニオン 主任者 遠藤 卓郎

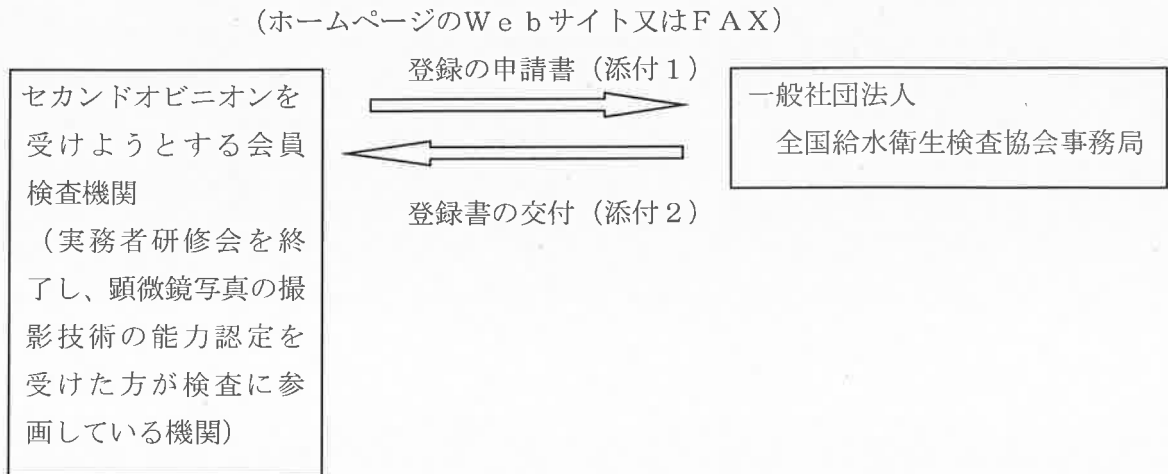
クリプトスポリジウム検査の適正な実施の推進に関する委員会名簿

添付6

役務	委員名	機関名・役職名	〒
顧問	遠藤 卓郎	国立感染症研究所 客員研究員(給衛協 参与)	〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6 TEL:044-270-4375 FAX:044-270-4376
委員長	船坂 鏢三	一般社団法人全国給水衛生検査協会 技術参与	〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6 TEL:044-270-4375 FAX:044-270-4376
委員	小澤 克行	一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター 技術検査部微生物検査室 室長代理	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-12-1 TEL:043-242-5940 FAX:043-242-3850
委員	溝口 智子	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター 環境部環境課 係長	〒500-8148 岐阜県岐阜市曙町4-6 TEL:058-247-3103 FAX:058-248-0229
委員	馬場 記代美	前澤工業(株) 環境R&D推進室 分析センター 課長	〒340-0102 埼玉県幸手市高須賀537 TEL:0480-42-0712 FAX:0480-42-6590
委員	土岡 宏彰	一般財団法人広島県環境保健協会環境生活センター 食品検査課主任技師	〒730-8631 広島県広島市中区広瀬北町9-1 TEL:082-293-1511 FAX:082-291-1520
委員	片桐 貞郎	一般財団法人山形県理化学分析センター 技術部長	〒990-2473 山形県山形市松栄1-6-68 TEL:023-645-5308 FAX:023-645-5305
委員	大西 卓宏	(株)環境科学研究所 分析事業部濃度分析課係長	〒462-0006 愛知県名古屋市中区若鶴町152 TEL:052-902-4456 FAX:052-902-4601

# セカンドオピニオンの登録及び申請手続きフロー

## I 登録の申請



## II セカンドオピニオンの申請

